

装備移転支援実施基準について

1 趣旨

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第15条第4項及び防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則（令和5年防衛省令第14号）第17条の規定に基づき、指定装備移転支援法人が装備移転支援業務を実施する際に従うべき基準として定める。

2 概要

- (1) 装備移転支援業務の具体的内容に関する事項（第1項関係）
- (2) 装備移転支援業務の実施体制に関する事項（第2項関係）
- (3) 装備移転支援業務の実施方法に関する事項（第3項関係）
- (4) 装備移転支援業務に関する秘密の保持に関する事項（第4項関係）
- (5) 助成事業の監督に関する事項（第5項関係）